

在留資格「特定技能」 事例・活用セミナー

特定技能外国人を 採用したい、活用したい。

- 「採用の方法は？」
- 「申請書類に関しては？」
- 「現在の状況・許可事例は？」

新在留資格「特定技能」の受入れが、
いよいよ本格化してきています。

各業種で次々と試験が実施され、最新の情報では、
既に1,000名以上の在留資格許可が出ています。
新在留資格「特定技能」の受入れが、いよいよ本格化してきています。
本セミナーでは現在の状況や業種毎の注意点など、特定技能の
経験豊富な行政書士の先生を招き、事例を交えて解説していきます。

※特定技能とは？ 2019年4月より新設された在留資格です。対象職種は、宿泊、外食、介護、ビルクリーニング、素材加工、
産業機械製造、航空、電気・電子情報関連、建設、造船・船用工業、自動車整備、農業、漁業、飲食品製造の
14業種となり、5年間で計34万5150人の外国人労働者の受け入れを見込んでいます。

日時 3月18日(水)
16:00~18:00 (受付開始 15:30~)
※終了後に30分間の相談会を設けます。

会場 アイテム本社ビル
東京都新宿区新宿1-4-10
(東京メトロ丸ノ内線「新宿御苑前」駅 徒歩2分)

参加費 無料 **定員** 20名(1社1名まで)
※参加申し込みが多数の場合は、抽選となりますので承知おきください。



時間	プログラム／概要
16:00~16:20	「特定技能」制度の概要
16:20~17:20	申請手続き・支援計画に関して
17:30~17:50	特定技能外国人の採用方法・活用事例
17:50~18:00	質疑応答

※講演時間、内容などは都合により予告なく変更する場合がございます。

講演者

株式会社アイテム
グローバル人材紹介チーム
清水 三郎

山下社労士行政書士合同事務所
行政書士

大房 明良

【プロフィール】
大学在学中に訪れたカンボジアにて学校建設の支援などのボランティアに興味を持ち、2012年から4年間滞在。現地にて旅行会社、日本語学校を開校する。帰国後2016年に行政書士資格を取得し、2018年には「一般社団法人カンボジア相談窓口」として法人化を果たした。

主催：株式会社アイテム
共催：山下社労士行政書士合同事務所
問い合わせ先：03-6856-2002
(株式会社アイテム グローバル人材紹介チーム)

申し込みはこちらから

http://jobrass.jp/global_semi01290204

